令和9年度習志野市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託事業者の募集における質問及び回答

	質問事項	回答
1	業務委託費の内訳について 業務委託費の概算内訳（職員1人当たりの人件費、諸経費、初度備品に係る費用等）について、ご教示いただけますでしょうか。	上限額の積算について、具体的な内訳金額は公表いたしませんが、仕様書に記載の職員配置に応じた人件費相当額に加え、事務費相当額として10%を上乗せし、さらに、消費税相当を加味した積算としています。 なお、仕様書に記載の職員配置を満たしていただきますが、人件費、事務費等の内訳金額について、指定はしておりません。
2	共同事業体協定書について 共同事業体として応募する場合、提出書類として自由様式の協定書が求められておりますが、協定書に盛り込むべき必須事項や、構成員間であらかじめ取り決めておくべき事項等がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。 また、共同事業体の基本的な組織体制や責任分担等を協定書に定めたうえで、具体的な運営方法や事務手続き等については、別途「協定書細則」を作成して定めることを考えておりますが、このような構成としても差し支えないでしょうか。	協定書について、盛り込むべき事項は、代表者、構成員の署名に加え、基本的事項となる役割分担や費用負担等に関する事項、秘密保持、損害賠償等のリスク管理やトラブル防止に関する項目、期間に関する項目、協議事項に関する事項等の記載をお願いします。 協議書細則を作成していただいても差し支えありません。
3	共同事業体での受託が決定した場合に、共同事業体の構成員ではないものを委員に加える運営委員会を発足させることが可能か。	運営委員会の発足について、目的はわかりかねますが、市としては、設置を求めていないため、関与はいたしません。仕様書等に基づいた、適切な業務の履行をお願いいたします。
4	募集要項５（１）申請者の応募資格は、仕様書１１.職員の配置にかかってくるのか。 かかってくる場合は、（ウ）拠点コーディネーター、（エ）事務員、（オ）医療的ケアコーディネーターも含まれるのか。	仕様書「１１．職員の配置」に記載の（ウ）地域生活支援拠点等コーディネーター、（エ）事務員、（オ）医療的ケア児等コーディネーターは含まれません。 なお、募集要項に記載の「５．応募資格」、「（１）申請者の応募資格」「⑦ その他、共同事業体（複数の事業者でグループを構成する組織体）で応募する場合は、次の要件を満たすこと。」のうち、「イ．共同事業体のすべての構成員が①、③、④、⑤及び⑥の要件を満たしていること。」について、③は相談業務を行う者に限ります。
5	仕様書１１（イ）社会福祉士又は精神保健福祉士等の専門的資格を有することの「等」に介護福祉士を含むことは可能か。	可能です。